

市第 131 号議案

横浜市住宅宿泊事業の実施に関する条例の制定

横浜市住宅宿泊事業の実施に関する条例を次のように定める。

平成30年 2 月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市住宅宿泊事業の実施に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業（以下「住宅宿泊事業」という。）の実施を制限する区域及び期間を定めるものとする。

（住宅宿泊事業の実施を制限する区域）

第 2 条 法第18条の規定により条例で定める住宅宿泊事業の実施を制限する区域は、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域（以下これらの地域を「低層住居専用地域」という。）とする。

2 住宅宿泊事業を営もうとする法第 2 条第 1 項に規定する住宅の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。）が、低層住居専用地域の内外にわたる場合については、当該敷地の 2 分の 1 以上が低層住居専用地域に属するときは、当該敷地の全部について前項の規定を適用する。

（住宅宿泊事業の実施を制限する期間）

第 3 条 法第18条の規定により条例で定める住宅宿泊事業の実施を

制限する期間は、月曜日の正午から金曜日の正午までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその前日、1月2日並びに同月3日の正午からこれらの日の翌日の正午までについては、この限りでない。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

提 案 理 由

住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めるため、横浜市住宅宿泊事業の実施に関する条例を制定したいので提案する。

参 考

住宅宿泊事業法（抜粋）

（条例による住宅宿泊事業の実施の制限）

第18条 都道府県（第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあっては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。